

2018年版

明日の笑顔のために



皆様の善意に支えられ、犯罪被害遺児たちへの
奨学金等給与事業や犯罪被害者等への救援事業を行っています。

公益財団法人 犯罪被害救援基金

住所 東京都千代田区平河町2-3-6 平河町共済ビル内

TEL 03-5226-1020 FAX 03-5226-1023

<http://kyuenkikin.or.jp/>

※この小冊子は、公益財団法人日工組社会安全研究財団の助成により作成したものです。

草刈隆郎理事長からのメッセージ



生命や身体を害する犯罪によって不慮の死を遂げたり、重障害を受けた被害者やそのご家族又はご遺族は言葉では言い尽くせないほど精神的に、経済的に苦しみながら生活しております。

犯罪被害救援基金は、このような被害に遭われた方々を救済するため、多くの皆様から寄せられた浄財により、昭和56年5月に財団法人として設立されましたが、特に、凶悪犯罪により不慮の死を遂げ又は重障害を受けられた方の子弟等に十分な教育を受ける機会を与えることは、社会にとって何よりも大切であるとの

考えから、幼稚園・保育所（3歳以上の幼児）入園時から大学（大学院を含む）卒業時まで、及び諸外国の大学・大学院に入学し卒業するまで奨学金を給与するとともに、入学一時金を給与することを主たる事業としております。

また、奨学金給与事業の他にも、現に著しく困窮し、加害者による賠償が期待できないなど特別な救済を行うべき理由のある被害者等に対しては、一定額の支援金を支給する事業も行っております。

当基金といたしましては、犯罪被害者等基本法の基本精神に則り、被害者が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく継続することを旨としつつ、被害者支援事業の一層の充実発展に努めてまいりたいと考えております。今後とも、皆様方のご指導、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

平成30年10月

犯罪被害救援基金役員

平成30年10月1日現在

役職名	氏名	備考
理事長	草刈隆郎	公益財団法人犯罪被害救援基金
理事長代行	國松孝次	認定NPO法人救急ヘリ病院ネットワーク会長
専務理事	黒澤正和	公益財団法人犯罪被害救援基金
理事	木村治美	共立女子大学名誉教授
//	細井洋子	東洋大学名誉教授
//	山上皓	東京医科歯科大学名誉教授
//	伊藤一實	元警察大学校長
//	椎橋隆幸	中央大学名誉教授・弁護士
//	深澤直之	弁護士 右田・深澤法律事務所
監事	金高雅仁	警察共済組合理事長
//	河内悠紀	弁護士 河内法律事務所

事業概要

① 奨学金等給与事業

●奨学金は、次の各要件に当てはまる方々を奨学生として採用しています。

- 人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた方又は重障害を受けた方の子・孫・弟妹等
- 犯罪被害を受けたときにおいて、主として被害者の収入によって生計を維持していた子・孫・弟妹等
- 幼稚園・保育所（3歳以上の幼児）、小学校、中学校、高等学校、大学、大学院、高等専門学校、特別支援学校、専修学校の専門課程又は高等課程若しくは諸外国の大学、大学院に留学し、学業・人物ともに優秀で、かつ、学資の支弁が困難であると認められる子・孫・弟妹等

●奨学金の月額

幼稚園児等	10,000円
小学生	10,000円
中学生	12,000円
高校生	国公立 17,000円 私立 25,000円
大学生	国公立 30,000円 (院生含む)私立 35,000円

●一時金（入学時）

幼稚園児等	50,000円
小学生	80,000円
中学生	50,000円
高校生	国公立 50,000円 私立 50,000円
大学生	国公立 200,000円 (院生含む)私立 200,000円

●諸外国の大学、大学院に留学奨学金の月額

指定都市	100,000円	甲地方	60,000円
乙地方	50,000円	丙地方	40,000円

●一時金（諸外国の大学、大学院の入学時）……………300,000円

(注) 奨学金は給与ですから、返済する必要はありません。

(注) 上記の各要件に当てはまり奨学金を希望される方は、当基金または最寄りの警察署にご相談ください。

●最近5ケ年の奨学生数及び新規採用奨学生数

(単位：人)

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
奨学生数	315	297	272	248	240
内、新規採用奨学生数	27	14	23	14	20

● 基金設立以来の事件別奨学生採用状況（昭和56年10月～平成30年9月）

基金設立以来、2,045人の奨学生を採用し、25億7,301万7,000円の奨学金を給与いたしました。



② 支援金支給事業

現に著しく困窮し、加害者による実効的な賠償等が期待できず、かつ、犯罪被害給付制度その他の経済的負担の軽減を図るための公的な救済制度又は保険による補填がなされないなど、特別な救済の対象とすべき理由がある方に支援金支給審査委員会の審査を経て、100万円以上500万円以内の範囲内で支援金を支給しています。

平成20年度から、海外での殺傷事件の被害者等6人と、現に著しく困窮している被害者等4人に総額2,250万円を支給しました。

③ 生活の指導及び相談事業

奨学生、保護者等が相互に交流を深めることにより、犯罪被害により受けた精神的苦痛の緩和を図ることを目的として、広報誌「ふれあい」を発行しています。ご希望される方はお電話ください。

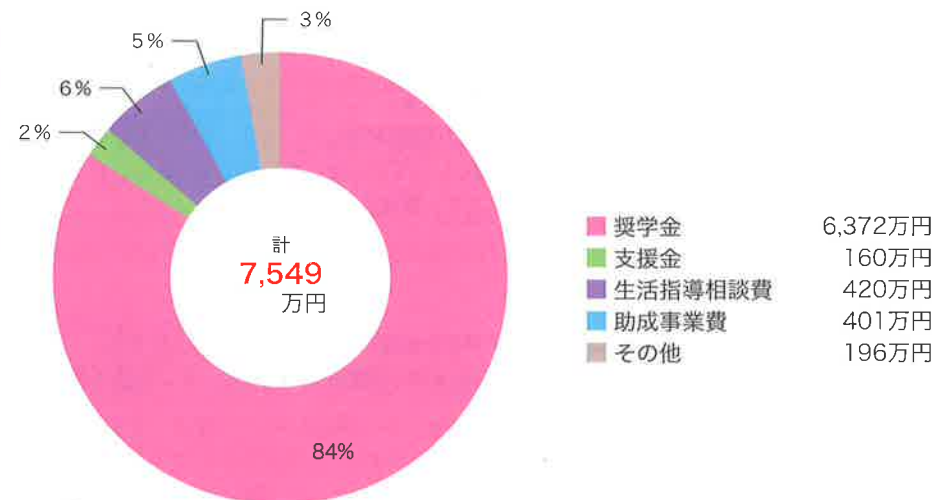


④ 助成事業

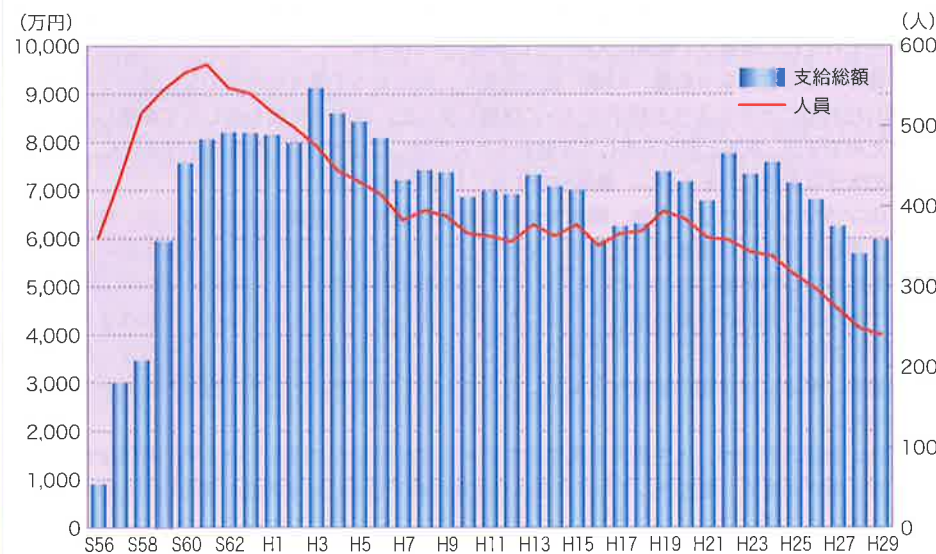
犯罪被害者支援フォーラム等への助成

★ 参考資料

事業費における奨学金等の支出割合（過去5年間の平均）



年度別奨学生等給与等人員・給与総額の推移





被害者遺族からの声



● 奨学生からのお便り

● 『目標のために』（広島県）

いつも財団の方、支援して下さいる方に感謝しています。

ぼくは、今、目標の大学へ合格するために毎日10時間勉強しています。それでも目標の大学へ行くには、まだまだ努力が足りません。毎週とっていいほど模試があり、しんどくてイライラすることもあります。朝起きるのがしんどくて、家族とケンカもします。

でも、最後には合格という“証”を。

● 『来年は』（東京都）

夏休みは、大好きなモモクロのコンサートや野球を観戦でき、とても楽しかったです。

今は、体育でハードルの練習をしています。来年の連合運動会で一番になりたいと思うので、2回転びましたが、頑張ってる練習してます。

● 卒業生からのお便り

● 『幸せってなんだろう』（熊本県）

いつも事務局の皆様には、長年にわたり、経済的な支援や心添えいただき、感謝申し上げます。ふれあいの冊子を読ませていただくたびに、学生のみなさんの頑張りや将来を見据えた力強い姿、そして様々な苦しみ乗り越えて一生懸命に生活されている皆様の様子を知り、私自身、元気をいただいております。私事ですが、昨年の12月、父の三十三回忌法要を無事に終えることができました。父が事件に巻き込まれ、亡くなってから32年が過ぎたところです。3人の子どももそれぞれに頑張ってる勉強にスポーツに頑張っています。

一昨年、父が亡くなった歳、43歳に並ぶ直前に、私にとって偉大な存在の父に追いつく実感が感じられることをしようと初マラソンに挑戦しました。途中で何度も苦しくて棄権したいと考えたのですが、家族と別れる苦しさを味わった父の思いに比べたら、弱音は吐けません。また、家族の大きな声援に力をもらい、無事完走することができました。

このマラソン大会の2カ月後、熊本で大きな地震が発生し、実家は全壊しました。幸いなことに、母はけがもなく無事だったのは、父が守ってくれたのだと思います。実家の近くに住んでいる私は急いで実家に向かいました。そして、母の無事を確認すると、避難所へ向かいました。夜中で真っ暗、周囲の家屋も崩れていましたので、久しぶりに母と手をつないで歩きました。母の手は冷えきっていましたが、無事で本当によかったと何度も心の中でつぶやきました。熊本地震後、熊本には全国の皆様から本当にたくさんのご支援をいただき、感謝の気持ちでいっぱいです。

現在、実家の再建が、人生最大の親孝行のチャンスと前向きに捉えています。時間はかかりますが、母が元気で、長生きしてもらえようように精一杯できることを考え、実行していきます。

● 保護者からのお便り

● 『成長の早さ』（岩手県）

いつもお世話になりありがとうございます。当時は小学生だった息子も高校生となり、身長も伸び少しずつ大人に近づいてまいりました。私としてはまだ最近の事と感じていたのですが、子どもの成長はとても早いんですね。他人への感謝の言葉を口に出すようになってきました。私自身が逆にその言葉に支えられております。息子が元気に暮らしていけるのも、ご支援して下さる皆様方のおかげです。

まだ心が苦しくなる時もあります。無理に笑顔を見せていた時もあります。月日が経つにつれて、泣いてもいいんだと思えるようになってきました。息子と二人で自分らしさが戻せるようゆっくりゆっくり焦らずに頑張っていこうと思います。今は“ありがとう”の言葉しか言えませんがいつの日か言われる側になれるよう努力してまいります。

● 『将来のために』（香川県）

いつもお世話になり、ありがとうございます。

私たち親子は、周囲の方々に支えられ、充実した日々を送ることができています。子供も少しずつですが、将来のことを具体的に考える年齢を迎えています。どのような将来であろうと、しっかり支えてやらねばと思っています。そのためにも、私自身が健康でしっかり働き、先に歩く見本となれるよう頑張っていきます。

● 卒業家庭からのお便り

● 『趣味』（静岡県）

暑くなってまいりました。いつも「ふれあい」をありがとうございます。

娘も今年三十三回忌をお墓のある遠野市のお寺ですませる事が出来ました。当時幼かった孫も今は36才になり、私も今年は80才になります。孫は海に潜るのが趣味で暑くなった今は休日と云えば伊豆の方の海に出かけています。それと海で取れた魚のバーベキューです。何んでもいいから元気で居てくれるのが私にとっては何よりです。

私も残り少なくなった人生ですが元気で居る間は孫のお弁当作り、夕食作りと頑張っています。皆さまもお体に気を付けて下さい。事件のない世の中になってくれれば良いですね。

● 『ゆっくりと』（東京都）

その節は、いろいろとお世話になりありがとうございました。

主人が亡くなって33年になります。来年の春には法要を予定してます。今は私は娘親子と同居してます。心強く、ありがたいですね。又、朝のラジオ体操にでかけてゆきます。町内のクラブに入り、健康体操や輪投げなどしながら楽しんでます。

高齢になり、ゆっくりと歩いてゆきたいと思っています。

犯罪被害者の遺児などに愛の手を

寄附のお願い

当基金は、犯罪被害者の遺児などに幼稚園（3歳以上の保育園児を含む）入園時から大学（大学院を含む）卒業時まで奨学金等を給与する事業を行っております。より多くの遺児などに奨学金等を給与することが出来ますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

寄附金応募の方法

●振り込んでいただく場合

銀行名 ゆうちょ銀行

口座番号 00120-4-37666

※他の銀行から振り込まれる場合

〇一九(ゼロイチキュウ)店 当座 0037666

口座名義 公益財団法人犯罪被害救援基金



「ふれあいの箱」

※ゆうちょ銀行から振り込んでいただく場合、当基金へご連絡いただきましたら振込手数料のご負担をいただかない専用の振込用紙を郵送いたします。

●「ふれあいの箱」(募金箱)に寄附していただく場合

各警察施設などの窓口においてある「ふれあいの箱」にお願いします。

●郵便にてご寄附いただく場合は直接当基金へ郵送ください。

寄附金は課税優遇措置の対象です

当基金は、公益財団法人として内閣総理大臣から認定を受けており、当基金に対する寄附金については税制上の優遇措置が受けられます。

●個人が支出する寄附金は下記のいずれかの制度が適用されます。

所得控除：寄附金額（所得金額の40%を限度）－2,000円を所得金額から控除

税額控除：{寄附金額（所得金額の40%を限度）－2,000円}

×40%（所得税額の25%を限度）を所得金額から控除